

特定労務管理対象機関一覧（令和6年3月28日現在）

指定の種類（指定医療機関数）	
特定地域医療提供機関（3）	地域の医療提供体制の確保のために医師に長時間労働をさせざるを得ない医療機関
連携型特定地域医療提供機関（1）	他の医療機関へ医師を派遣し、地域の医療提供体制を支える医療機関
技能向上集中研修機関（0）	一定の期間集中的に長時間労働し技能向上を図る研修医・専攻医のいる医療機関
特定高度技能研修機関（0）	一定の期間集中的に長時間労働し特定の高度技能の修得を図る医師のいる医療機関

○指定状況

医療機関名（申請受付順）	指定の種類	指定事由	指定日	指定期間
鶴岡市立荘内病院（鶴岡市）	特定地域医療提供機関（B水準）	救急医療	令和6年3月28日	令和6年4月1日から3年間
国立大学法人山形大学医学部 附属病院（山形市）	(1)特定地域医療提供機関（B水準） (2)連携特定地域医療提供機関（連携B水準）	(1)救急医療及び地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療 (2)医師派遣	令和6年3月28日	令和6年4月1日から3年間
山形県立中央病院（山形市）	特定地域医療提供機関（B水準）	救急医療及び地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療	令和6年3月28日	令和6年4月1日から3年間